

令和7年12月12日

**「こどもの製品安全パートナー」を募集します！**  
～こどもが製品を安全に使用できる環境整備を企業・団体とともに推進します～

近畿経済産業局では、こども用の製品について、近年の製品事故の発生状況や新たな販売規制の導入を背景に、こどもが製品を安全に使用できる環境を整備するために周知・啓発活動等の独自の取組を行っている企業・団体を「こどもの製品安全パートナー」（以下、「パートナー」という。）として募り、応援します。

そして、本取組を通じて、こども用製品の安全性に対する社会全体の意識の醸成を図り、こどもたちの笑顔を守る社会の実現を目指します。



## 1. 取組の背景と課題

令和6年6月、こども用の製品による事故の未然防止を通じて、国内の消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、消費生活用製品安全法が改正されました。これにより、「3歳未満向け玩具」を取り扱う事業者に対し、国への届出や製品検査の実施等が義務付けられることになりました。

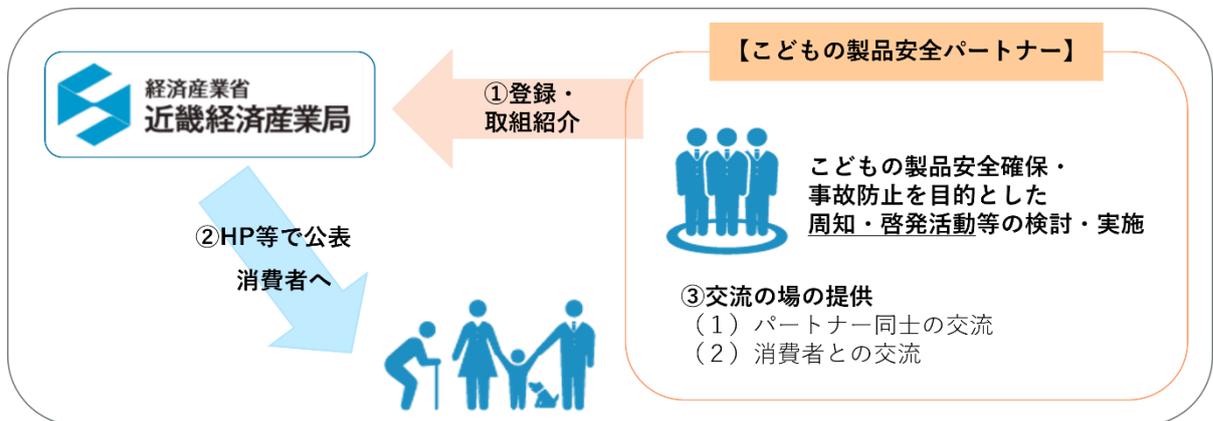
こうした動向や、近年におけるこども用の製品事故状況を踏まえ、近畿経済産業局では、「こどもの製品安全」をテーマに、消費者と企業・団体の双方をつなぐ取組を進め、社会全体でこども用製品の安全意識を高めることを目指します。

## 2. 取組の内容

こどもの製品安全確保・事故防止を目的に、こども用製品を使用する消費者に対し、周知・啓発活動等の取組を実施している(又は実施予定の)企業・団体等を、「パートナー」として募り、その取組内容を近畿経済産業局ホームページ等で公表します。

各企業・団体等の取組を広く周知することで、消費者の「こどもの製品安全」に対する意識を高めることを目指します。

また、登録後には、パートナー同士の交流の場を設け、各々の知見やノウハウ、製品安全への想いを共有することで、パートナー自身の安全意識と対策のさらなるレベルアップに繋げていただきたいと思います。



## 3. 関連リンク

※登録要件や登録方法などの詳細は以下ホームページよりご確認ください。

<https://www.kansai.meti.go.jp/3->

[3seihinanzen/syouanhon/partner/partner\\_bosyuu.html](https://www.kansai.meti.go.jp/3-3seihinanzen/syouanhon/partner/partner_bosyuu.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
近畿経済産業局 製品安全室長 安藤  
担当者:内見、米虫  
電話:06-6966-6098